

消防団加入促進に係る SNS アカウント等運営管理要領

第1 目的

消防団活動の魅力の発信を通して、消防団員の「すそ野拡大」を図るため、Youtube チャンネル(以下「Youtube」という。)及び Twitter アカウント(以下「Twitter」という。)を作成することとし、当該アカウント等の適正な運営を図るため、この要領を定める。

第2 運営及び管理

Youtube 及び Twitter(以下「アカウント等」という。)の運用及び管理にあたっては、本要領及び「熊本県電子情報保全対策要項」によって運用する。

第3 運用責任者及び役割分担

アカウント等の運用に関する役割分担は次のとおりとする。また、運用責任者は、運用担当者を指名することができる。

1 Youtube

(1)運用責任者

消防保安課長

(2)運用担当者

消防保安課長が指名した者

2 Twitter

(1)運用責任者

消防保安課長

(2)運用担当者

消防保安課長が指名した者

第4 運営方針

運用するアカウント等の数はそれぞれ1つとする。また、なりすましを防止するため、アカウント等について、消防保安課が公式に運用していることをアカウント等及び熊本県ホームページ(以下「ホームページ」という。)に明記する。

2 アカウントのパスワード等の認証情報は、暗号化したうえで運用担当者が管理する。

3 Youtube のコメント機能はオフ、Twitter の返信機能、ダイレクトメール等は用いないこととし、アカウントを通じた連絡については、原則として個別の対応を行わず、アカウントに掲載したホームページの連絡先へ問い合わせがあったもののみ対応する。

4 以下の各項に該当する場合、利用者による書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行うものとする。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

- ・政治、宗教活動を目的とするもの
 - ・著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的所有権を侵害するもの
 - ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
 - ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - ・本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
 - ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
 - ・有害なプログラム等
 - ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - ・当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
 - ・当課の発信する内容に関係ないもの
 - ・その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- 5 アカウント等のなりすましやアカウント乗っ取り及び不正アクセス等を確認した場合には、以下のとおり対応し、「熊本県電子情報保全対策要項」に従い適切な対応を行うこと。
- (1) ホームページに、なりすましアカウントが存在することの周知を行う。
 - (2) 信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行う。
 - (3) ログインパスワードの変更又はアカウントの停止を速やかに実施する。
 - (4) 情報政策課内に設置されている熊本県 CSIRT に報告する。

第5 公開する情報

公開する情報は、消防団の周知啓発やイメージアップに資するものとする。なお、機密性2以上の情報は発信しないこととする。

第6 動画、ツイートの投稿

投稿する動画、ツイートについては、運用責任者の承認を受けたうえで、運用担当者が投稿する。

第7 サービスが終了・停止した場合の対応

サービスが終了又は停止した時には以下のとおり対応する。

- (1) サービスの周知及び停止につき、ホームページにおいて周知を行う。
- (2) 発信した情報のバックアップを消防保安課内に保管し、別のサービスへの移行が行えるよう適切な準備をしておく。